

【重要】米国における外国人登録義務等の厳格化

- 4月11日（金）以降、米国において14歳以上の外国人に対する外国人登録及び指紋採取義務が強化されます。米国査証取得時や入国審査時等に外国人登録及び指紋登録をせずに、30日以上米国に滞在している方は外国人登録が必要です（詳細は以下の本文1. 参照）。
- 18歳以上の外国人は、国土安全保障省（DHS）が発行する登録証明書（I-94、就労許可証（EAD）、グリーンカード等）を常時携帯する義務が生じます。
- 米国内で転居した場合は、転居後10日以内に米国市民権・移民局（USCIS）に住所変更届（Form AR-11）を提出する義務があります。
- 本件義務に違反した場合には、罰則が科されますので、上記の各義務を遵守してください。

本文

1. 外国人登録義務及び登録証明書の携帯義務

2025年4月11日（金）以降、米国における外国人登録義務、登録証明書の携帯義務等が強化されます。

（1）14歳以上の外国人で、米国査証取得時や入国審査時等に外国人登録及び指紋登録をしておらず、30日以上米国に滞在している者は外国人登録をすること。（注1）

（2）14歳未満の子供を持つ親または法定後見人は、当該子が外国人登録していない場合は30日以内に登録をすること。また、登録済の場合でも、当該子が米国内で14歳の誕生日を迎える場合は、誕生日から30日以内に再登録（Form G-325R）すること（14歳未満ですでに登録済の子供については、14歳になるまで再登録は不要）。

（3）18歳以上の外国人は、国土安全保障省（DHS）が発行する登録証明書（I-94、就労許可証（EAD）、グリーンカード等）を常時携帯すること。（注2）

（注1）ESTAでの90日以内の滞在を含め、米国への入国時に指紋登録を行い、フォーム I-94（米国出入国記録）を発行されている方、有効なグリーンカードを所持するなど合法的に滞在している方は、改めての登録は不要です。

（注2）I-94は以下のウェブサイトを確認・取得できます（紙にプリント、または端末にPDF形式で保存してください）。

- 米国税関・国境警備局（CBP）（SearchのタブからGet Most Recent I-94を選択して、氏名等必要事項を入力し、Continueを押下）

<https://i94.cbp.dhs.gov/home>

【参考】

- 外国人登録規則、登録方法、申請書等（米国市民権・移民局）

<https://www.uscis.gov/alienregistration>

- 外国人登録フォームと登録証明書（2025年3月12日付連邦官報）

<https://www.federalregister.gov/documents/2025/03/12/2025-03944/alien-registration-form-and-evidence-of-registration>

- 登録証明書として認められるもの（上記3月12日付連邦官報の一部アップデート）

<https://www.ecfr.gov/current/title-8/chapter-I/subchapter-B/part-264/section-264.1>

2. 登録義務違反の罰則

4月11日（金）以降、外国人登録義務等が厳格化され、14歳以上の外国人登録及び指紋採取、登録証明書の常時携帯、転居後10日以内の住所変更届出の各義務に違反した場合には罰則が科され、故意とみなされた場合は国外退去処分となる可能性がありますので、各義務を遵守するようにしてください。

【参考】

- 義務違反に対する罰則（How to Register 及び What to Expect After Registering の項の Criminal Penalties 参照）（米国市民権・移民局）

<https://www.uscis.gov/alienregistration>

- 2025年2月25日付の報道発表（国土安全保障省）

<https://www.dhs.gov/news/2025/02/25/secretary-noem-announces-agency-will-enforce-laws-penalize-aliens-country-illegally>

その他、安全対策基礎データ（米国）も併せご参照ください。

- 安全対策基礎データ（米国）（外務省海外安全ホームページ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_221.html

【在マイアミ日本国総領事館】

Consulate General of Japan in Miami

80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL 33130

電話:305-530-9090

代表 HP <http://www.miami.us.emb-japan.go.jp>

○このメールの送信アドレスは送信専用です。

○このメールは在留届・メールマガジン・たびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

○「たびレジ」簡易登録をした方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>